

令和８年度松江市「家庭ごみ収集日程表」 広告掲載基準

1. 主旨

松江市広告掲載要綱（平成１８年松江市告示第４１０号）及び松江市広告掲載基準（平成１８年１２月８日施行）の規定に基づき、松江市家庭ごみ収集日程表（以下「日程表」という。）の広告掲載に関し必要な基準を定める。

2. 広告を掲載する日程表の印刷枚数

種類	印刷枚数・規格	世帯数（R7.10 月末現在）
令和８年度松江市「家庭ごみ収集日程表」	A3 両面カラー印刷 １１３，０００枚	９２，２３７世帯

※この日程表は自治会や職員によって全世帯に配布され、年間を通して使用されるものである。

※日程表は両面カラー印刷とし、片面に上半期（４月～９月）、もう一方の片面に下半期（１０月～３月）の日程表を掲載する。

3. 広告の掲載位置、規格等

（１）広告の掲載位置、サイズ、枠数は、以下のとおりとする。

掲載面・位置	広告枠サイズ	枠数
令和８年度松江市「家庭ごみ収集日程表」 日程表の下部（上半期・下半期）	縦 3.5cm ×横 13.5cm	上半期 2 枠 下半期 2 枠 計 4 枠

（２）広告の掲載は、前項に掲げる枠単位で行うものとし、同一事業者が掲載できる数は掲載面あたり 1 枠を上限とする。ただし、応募が募集枠に満たない場合はこの限りではない。

（３）ホームページ上に掲載する令和８年度松江市「家庭ごみ収集日程表」には、広告を掲載しない。

4. 広告掲載料

	広告料	（うち消費税）
1 枠あたり	88，000 円	8，000 円

5. 広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申込み

（１）募集の対象は事業者（広告代理店の応募も可能）とする。但し、松江市広告掲載基準第 5 条に規定する業者を除く。

（２）広告掲載希望者の募集は、広告の規格、枚数等その他必要な事項を明示して、松江市ホームページ等により公募する。

（３）募集した枠数に広告掲載希望者が満たない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は、適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

（４）広告掲載希望者は、令和８年度松江市「家庭ごみ収集日程表」広告掲載申込書（別記様式第 1 号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。

(5) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。

(6) 申込期間は、令和7年11月25日（火）から令和7年12月12日（金）までとする。

6. 広告掲載の審査及び承認

(1) 前項の募集期間終了後速やかに審査し、広告掲載等承認するときは、令和7年度松江市「家庭ごみ収集日程表」広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知し、承認しないときは、令和8年度松江市「家庭ごみ収集日程表」広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を申込者に通知するものとする。

(2) 前項の規定による審査は、松江市広告掲載基準の規定に基づき行うものとし、掲載に適すると認められる応募が募集した枠数を超える場合は掲載面および、掲載順を抽選により決定する。

(3) 広告掲載承認を受けた者は、市長が指定する期日までに、令和8年度松江市「家庭ごみ収集日程表」広告掲載に関する承諾書（別記様式第4号）に収入印紙を添付の上、提出しなければならない。

(4) 広告掲載等承認をした後において、広告の内容、デザイン等が規定する基準に抵触し又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

7. 広告掲載料の納付

広告掲載料は、広告掲載承認後、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

8. 広告掲載等承認の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取り消すものとする。

(1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

9. 広告掲載料の返還

広告主がすでに納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、その全部又は一部を返還するものとする。

10. その他

広告掲載欄下に、広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。（各広告スポンサーと松江市リサイクル都市推進課とは直接関係ありません。）の文章を記載する。

なお、掲載広告の内容に関する市民からの質問などについては、各広告主が責任を持って対処すること。